**重 要**

**令和４年度 厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」**

**ものづくりマイスター派遣による実技指導の実施内容一部変更について**

日頃より「若年技能者人材育成支援等事業」につきましてはご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、本事業につきまして、令和４年度から下記のとおり内容が一部変更となりますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い致します。

なお、ご不明な点などございましたら、当コーナーまでお問い合わせください。

記

１ 変更内容

　　 (1) 実技指導に伴う諸経費（材料費、マイスターへの謝金・旅費等）の負担

　　　 （変更前）「本事業における予算の範囲内で当コーナーが負担」

**（変更後）「令和３年度及び令和４年度に派遣指導実績がない学校については、本事業における予算**

**の範囲内で当コーナーが負担する。これに該当しない学校については、マイスターの派遣は可能だが、諸経費は学校側の負担となる。但し、専攻科及び指導職種が異なる場合には、本事業における予算の範囲内で当コーナーが負担する」**

(2) 指導回数の上限**（※上記(1)で、当コーナー負担で実施する学校対象）**

　　（変更前）「受講対象者一人当たり、１０回を上限とする」

**（変更後）「工業高校等、学校単位につき、１０回を上限とする」**

　　【参考事例】（Ａ工業高校に機械科と電子科があり、前者に令和３年度派遣実績あり）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ工業高校 | 令和３年度  （～R4.3.31） | 令和４年度  （R4.4.1～R5.3.31） | 諸経費 | 指導回数の上限 |
| 機械科 | 実技指導  （機械加工） | 実技指導  （機械加工） | **学校側負担** | なし |
| 実技指導  （電気溶接） | **学校側負担** | なし |
| 電子科 | 実施せず | 実技指導  （電子機器組立て） | **当コーナー負担** | **１０回** |

（事務担当　福島県技能振興コーナー　TEL　024-522-3677）